

令和7年度浦添市下水道事業ウォーターPPP 導入可能性調査業務
公募型プロポーザル実施要領

本要領は、令和7年度浦添市下水道事業ウォーターPPP導入可能性調査業務(以下、「本業務」という。)を委託するにあたって、受注者を選定するために実施する公募型プロポーザルに必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

本業務は、国土交通省の「ウォーターPPP 導入検討の進め方について」を踏まえ、ウォーターPPP(管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5))の導入に向けた基礎調査、本市下水道事業の特性に応じたスキームの立案、事業費の算定、導入スケジュールの整理、市場調査の実施等、官民連携手法の導入可能性を調査することを目的とする。

2 業務の概要

(1)業務名

令和7年度浦添市下水道事業ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託

(2)業務内容

別添仕様書のとおり

(3)業務期間

契約締結日～令和8年3月31日

(4)提案上限額

22,495,000 円(消費税及び地方消費税込)

- ・提案上限額は契約金額の上限を示すもので、本市がこの金額で契約締結することを約束するものではない。
- ・なお、提出された提案見積書については、提案上限額を超過した場合は失格とする。

4 所管課 〒901-2114 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番3号

浦添市上下水道部工務課

(担当:下水管理係 池村、下水施設係 山城)

TEL:098-877-0431、0433 FAX:098-877-0412

E-mail:gsui@city.urasoe.lg.jp

5 参加事業者の構成等

プロポーザルに参加しようとする事業者(以下、「参加事業者」という。)の構成等は次のとおりとする。

- (1)参加事業者は、単独事業者又は複数事業者で構成される共同企業体とする。
- (2)共同企業体で応募する場合は、構成員の数を2社までとし、協定書を添付すること。
また、各構成員は各々適切な業務を担当し、代表構成員を定めること。
- (3)共同企業体は、複数の企業により自主的に結成されたものであること。
- (4)共同企業体の代表者は、出資比率が最大であること。
- (5)共同企業体は、様式－3に、代表構成員及び構成員の別並びに各々が携わる業務を明らかにすること。
- (6)参加事業者である単独事業者及び共同企業体の構成員は、このプロポーザルにおいて他の共同企業体の構成員になることができない。

6 参加事業者の資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。また、共同企業体で提案する場合も同様とする。

なお、参加資格基準日は参加申込書の提出日とするが、参加資格確認日から審査決定の日までの間に当該要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2)会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定による特別精算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3)破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条による破産の申立て(同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条又は第133条による破産の申立を含む)がなされている者でないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)または、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし更生手続開始の決定若しくは再生計画許可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。
- (5)プロポーザル参加申込書の受付期間において、本市から浦添市建設工事に係る指

名停止等の措置に関する規程（平成4年訓令甲第3号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(6)警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(7)過去10年間(平成27年4月から参加申請書提出の日まで)に、単独事業者又は共同企業体として同種または類似業務を受注した実績があること。なお、共同企業体においては代表構成員の実績とする。

同種・類似業務の対象となる業務は、以下のとおり。

①地方公共団体が発注する下水道ウォーターPPP導入可能性調査(基礎調査のみの業務は対象外とする)

②地方公共団体が発注する下水道事業における官民連携事業の導入検討(基礎調査のみの業務は対象外とする)

また、TECRISに登録が無い場合は、業務契約書の写し及び業務内容が確認できる仕様書等を提出すること。

(8)管理技術者、照査技術者、担当技術者を配置すること。管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。なお、共同企業体においては代表構成員より管理技術者を配置すること。

(9)要件として求めないが、県内に本店又は支店がある場合は加点対象とする。

7 配置技術者の資格要件

(1)管理技術者

①過去10年間(平成27年4月から参加申請書提出の日まで)に、同種または類似業務の実績があること。〔「6 参加事業者の資格要件」(7)に同じ。〕

②以下の資格を有すること。

技術士資格(総合技術監理部門(上下水道-下水道))

技術士資格(上下水道部門-下水道または上水道及び工業用水道)

(2)照査技術者

①過去10年間(平成27年4月から参加申請書提出の日まで)に、同種または類似業務の実績があること。〔「6 参加事業者の資格要件」(7)に同じ。〕

②以下の資格を有すること。

技術士資格(総合技術監理部門(上下水道-下水道))

技術士資格(上下水道部門-下水道または上水道及び工業用水道)

(3)担当技術者

特に要件は設けないが、以下の資格所有者を含む場合は加点対象とする。

①公認会計士等、公営企業に精通した資格

8 選考に係る日程

日程は、以下のとおりとする。但し、都合により変更する場合がある。

本プロポーザルは、ヒアリング後に一括で審査を実施し、契約企業を選定するものとする。

公募開始(プロポーザルの広告)	令和7年6月25日(水)市 HP 掲載
参加申請書の提出期限	令和7年7月4日(金)17:00 必着
提案書等提出期限	令和7年7月16日(水)17:00 必着
提案書等に関する質問の受付期間	令和7年6月25日(水)～ 令和7年7月7日(月)17:00 まで
質問への回答期限	令和7年7月9日(水)
ヒアリング	令和7年7月22日(火)
選定・非選定通知	令和7年7月24日(木)
契約協議	選定通知から2週間程度
契約締結	令和7年8月上旬

9 手続き等

(1)公募期間

令和7年6月25日(水)～令和7年7月16日(水)

(2)公募資料

浦添市ホームページよりダウンロードすること。

(3)提出方法

持参または郵送により提出。なお、郵送においては提出期間内必着とする。

(4)提出資料

資料は、原則A4版、文字サイズは10ポイント以上とし、各様式1枚で記載する。

但し、様式ー7は2枚以内、会社概要、共同企業体協定書及び見積書の枚数は任意とする。 ※各様式の記入要領も熟読すること。

	単独事業者	共同企業体
参加申請書(様式－1)	○	○
共同企業体協定書(任意) ・出資比率を記載すること	－	○
会社概要(任意) ※市の競争入札参加資格に登録のある者は その写しのみで良い	○※	○※
企業の実績(様式－2) ・実績についてTECRISに登録が無い場合、 業務契約書の写し及び仕様書等を添付	○	○
業務実施及び技術者配置体制(様式－3) ・共同企業体の場合、管理技術者は代表者より配置 ・担当技術者は、最大5名までを記載 ・一部再委託及び学識経験者等の技術協力を受け実施する場合は、協力先とその理由を記載する(業務の主たる部分の再委託は認められない)	○	○
配置予定技術者の経歴(様式－4) ・資格証の写しを添付 ・実績についてTECRISに登録が無い場合業務契約書の写し及び仕様書等を添付	○	○
提案書(様式－5) 提出資料の鑑	○	○
業務実施方針・フロー・工程計画(様式－6)	○	○
特定テーマ(様式－7)	○	○
見積書(任意) ・仕様書(案)による業務内容を基に適正に積算し、項目ごとの内訳を示し、合計金額として消費税及び地方消費税額を含めた額の記載を行うこと	○	○
参加辞退届出書(様式－8)	辞退の場合	辞退の場合
質問票	質問の場合	質問の場合

(5)提出部数

参加申請書:1部

提案書等:1部 但し、様式－5、6、7は8部

(6)提出期間

参加申請書:令和7年6月25日(水)～令和7年7月 4日(金) 17 時必着

提案書等:令和7年6月25日(水)～令和7年7月16日(水) 17 時必着

(7)受付時間

土曜日、日曜日、祝祭日を除く、9時から17時(正午から13時は除く)

(8)提出先

「4 所管課」へ提出する。

(9)提出書類における留意点

①提出された書類は返却しない。

②提出書類の差し替え、追加及び再提出は原則認めない。

③提出書類等の記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効とする。

④略語や専門用語には注釈をつける等、わかりやすい文章にすること。

⑤提案書等の内容は、提案者が必ず履行できる内容とすること。

⑥追加提案事項等がある場合は、追加提案であることがわかるように記載するとともに当該事項に係る経費は、提案見積書に含めるものとする。

10 提案書等に関する質問の受付及び回答

(1)受付期間

令和7年6月25日(水)～令和7年7月7日(月) 17 時まで

(2)提出場所及び提出方法

質問票の様式に質問内容を簡潔にまとめ、「4 所管課」のメールアドレスに送信すること。指定様式による質問以外は受け付けない。また、メール送信後は、電話にて受信確認を行なうこと。

(3)回答方法

質問に対する回答は、質問回答書として取り纏め、令和7年7月9日(水)17時までに浦添市ホームページへ掲載する。なお、質問者の名称については非公表とする。

11 プロポーザルの辞退

本プロポーザルを辞退する場合は、ヒアリング実施日の前日、正午までに、「4 所管

課」へ参加辞退届出書(様式－8)を持参または郵送(期限内必着)により提出すること。
期限以降の辞退は原則認めない。

12 ヒアリングの実施

(1)実施予定日

令和7年7月22日(火)を予定しており、時間については別途通知する。

(2)実施予定場所

浦添市上下水道部3階会議室

(3)実施内容

- ①出席者は4名以内、予定の管理技術者と担当技術者は必ず出席し、提案書の説明は予定の管理技術者若しくは担当技術者が行うこと。
- ②実施時間は、40 分以内(入退室5分、説明 20 分、質疑応答 15 分)とする。
- ③説明は、原則として提案書によるものとし、新たに作成した資料等での説明は認めない。
- ④質疑に対する応答は実施時間内で行い、持ち帰りは認めない。
- ⑤パソコン(HDMI 端子有り若しくは変換アダプタが必要)及びその他の OA 機器及び資料については、提案者で準備設置すること(投影用モニター、HDMI ケーブルは浦添市で準備する)。なお、審査員用の提案書については、事前提出された資料を使用するため改めて持ち込む必要はない。

13 選定の方法

選定は、以下の項目について総合的に審査し、評価する。配点は、内容に応じ3段階で評価する。

評価項目					評価 ウェイト	配点
実績等資料	参加表明 企業の評価	資格・実績	管理 技術力	県内の本店支店状況	7.0%	2
			専門 技術力	業務実績 ※同種又は類似無しは非選定		5
		共同企業体 の場合	・2社超え ・代表者出資比率小 ・本業務へ別途参加申請あり			<u>非選定</u>

実績等資料	予定管理 技術者	資格・実績	資格要件	技術者資格 ※要件の資格無しは非選定	10.0%	5
			専門技術力	業務実績 ※同種又は類似無しは非選定		5
	照査 技術者	資格・実績	資格要件	技術者資格 ※要件の資格無しは非選定	10.0%	5
			専門技術力	業務実績 ※同種又は類似無しは非選定		5
	担当技術者			技術者資格	3.0%	3
	業務実施体制			主たる部分の再委託		非選定
	見積りの妥当性			上限超過		非選定
	ヒアリング	実施方針・ 実施フロー・ 工程表・そ の他	業務の理解度			20.0%
実施体制			実施フロー		4	
			工程計画		4	
その他			業務知識		5	
			円滑実施		5	
特定テーマ			全体	テーマの整合性		
		テーマ1	的確性		10	
			実現性		10	
		テーマ2	的確性		10	
			実現性		10	
		設定総得点				満点

※特定テーマは、以下のとおり。

テーマ1:本業務における民間企業の意向調査の実施方法について

テーマ2:ウォーターPPP 導入に向けたスキームの詳細検討方針について

14 審査結果の通知

審査結果について、令和7年7月24日(木)付文書にて通知する。ただし、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。また、総得点が同点となった場合は、ヒアリング項目の合計点が高い提案者を上位とする。

15 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1)プロポーザル手続において提出すべき書類について、この要領に示した提出方法、提出先及び提出期限を正当な理由なく遵守しないとき。
- (2)「9 手続き等」に定める期限後に提案書及び提案見積書の差し替え、追加及び再提出を行ったとき。
- (3)プロポーザル手続において提出された書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (4)「6 参加事業者の資格要件」または「7 配置技術者の資格要件」に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (5)本提案依頼に対して公正な競争を妨げる行為をしたとき。
- (6)指定した審査会場、日時に出席しなかったとき。
- (7)提案見積書の金額が「2 業務の概要(4)提案上限額」に定める額を超過したとき。
- (8)その他、著しく信義に反する行為等、失格が妥当であると判断される事項があったとき。

16 その他留意事項

- (1)参加者は参加申請書の提出をもって、この要領及び仕様書の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2)提案書等の内容に関する責任は、参加者が負うものとする。
- (3)プロポーザル手続きへの参加に要する作成や旅費等の経費は参加者の負担とする。
- (4)市は、提出された資料を審査の目的に使用する場合、必要に応じて写しを作成することができる。
- (5)本業務の公募型プロポーザルに関し、本市から受領又は閲覧した資料等は、本市の

了解なく公表又は使用してはならない。

- (6) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受注候補者を選定する。
- (7)仕様書の内容は、企業選定後に市と受注候補者との協議により決定する。
- (8)本業務の実施にあたる管理技術者は、提出書類に記載された者とし、原則変更することはできない。配置できない場合は、契約の締結を行わない。この場合は、次点者と本業務の契約の交渉を行うこととする。
- (9)本業務の実施にあたる照査技術者及び担当技術者は、提出書類に記載された者とする。ただし、やむを得ず変更する場合は、提出書類に記載された予定者と同等以上の者とする。
- (10)受注候補者は、市との協議が整い次第、速やかに委託契約(随意契約)の手続きを行うものとする。
- (11) 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。